

支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号 166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている。

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei.html>)に掲載するほか、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を紹介するなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。加えて、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の作成・提供等の取組を実施している。

また、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示している。

令和6年4月現在、全ての都道府県、16政令指定都市、847市区町村（前年：46都道府県、13政令指定都市、606市区町村）において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている（P98トピックス「犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況」参照）。

（P13第1部第4章「地方における途切れない支援の提供体制の強化」参照）

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号 167】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主管課」という。）及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については平成31年4月以降、全ての地方公共団体において確定している（P199基礎資料6-2参照）。

また、総合的対応窓口や地方公共団体における犯罪被害者等施策について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html)に掲載するなどして、周知の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号 168】

警察庁においては、地方公共団体に対し、主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

さらに、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、総合的対応窓口の機能強化を含む地方におけるワンストップサービス

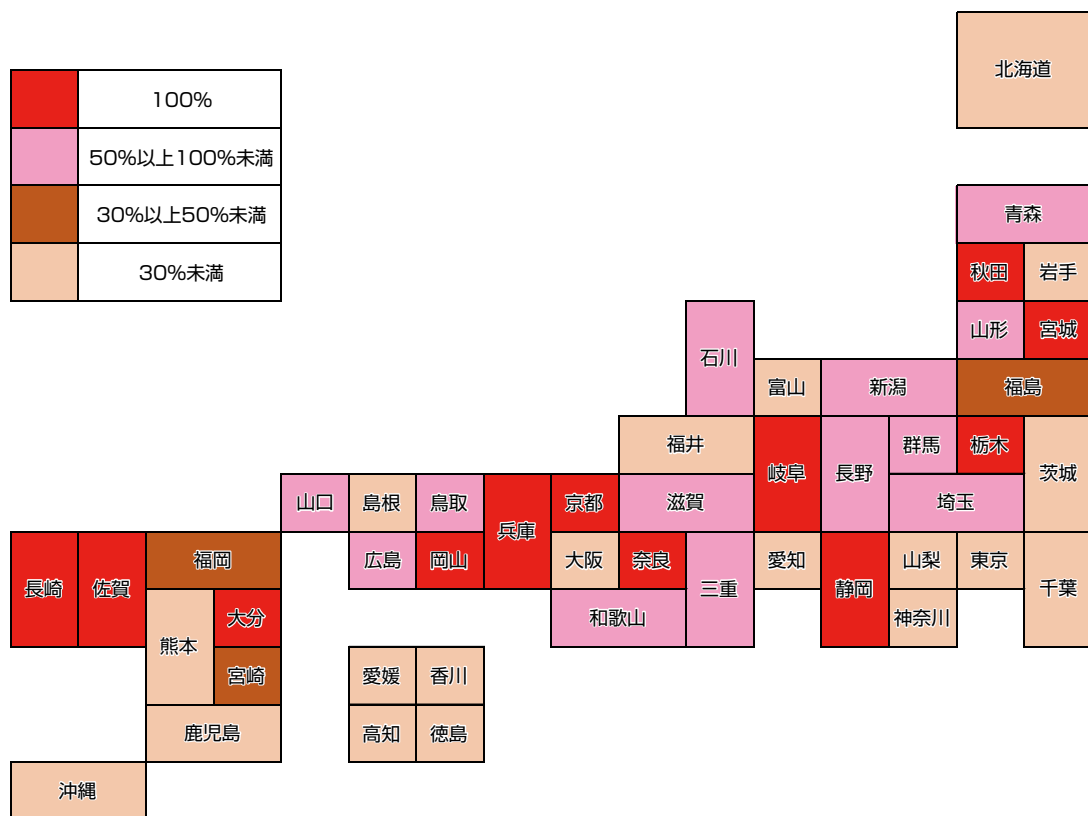
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の
制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進するための施策を推進しているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定する動きが広がっている。

令和6年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、全ての都道府県、16政令指定都市、847市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況（令和6年4月1日現在）



の実現に向け、地方公共団体職員等を対象とする研修、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」の作成・提供等の取組を実施している。

（P13 第1部第4章「地方における途切れない支援の提供体制の強化」参照）

（4） 地方公共団体における専門職の活用 及び連携・協力の一層の充実・強化

【施策番号 169】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会

手記

連携した支援の重要性と支援制度の充実について

つがる市役所 防災危機管理課
課長補佐 成田 貴秋

つがる市においては、総合的対応窓口が設置された平成26年度以降、悪質な飲酒運転による交通死亡事故や殺人事件等悲惨な事件や事故が発生しました。

私が犯罪被害者等支援の業務を担当することとなった当初は、市役所に総合的対応窓口は設置されているものの、業務がしっかりと整理されていない状況であり、事件等が発生した際は、被害に遭われた方や御遺族への対応を行うに当たり、市役所として犯罪被害者等への対応をどう行えばよいのか、事件等の詳細や個人情報などの範囲まで話してよいものなのかなど、悩みながら庁内各部署を駆け回り調整を行ったり、警察や地区民生委員との話し合いを重ねたりする中で、犯罪被害者等をどのように支援していけばよいのか検討を行い、苦慮しながら対応を行っていた記憶が鮮明に残っています。

対応方法を試行錯誤する中で、犯罪被害者等に対し、市としての支援をワンストップで提供するために、犯罪被害者等が置かれた状況や抱えられている問題を把握し、関係部署との調整や提供できる可能性がある支援内容の確認を行った上で、関係部署の担当者が同一機会に犯罪被害者等と面談し、要望に沿った支援の提供や、要望されている他にも提供できる制度やサービスがあることについての説明をするなど、犯罪被害者等が少しでも不安を解消できるよう、また負担が軽減できるよう心掛けて対応を行ってきました。

また、市役所だけでは犯罪被害者等の要望に応えることが難しい場合は、警察署や、市内の団体・企業から構成されているつがる市犯罪被害者ネットワークにおいて、各団体で何か支援ができないかという支援検討会議を行い、市を挙げて支援の検討を行うこともありました。

できるだけ犯罪被害者等の心情に寄り添うように努めてきたつもりではありましたが、実際の犯罪被害者等への対応を通じて、犯罪被害者や残された御遺族のプライバシーの保護や相談体制を整える重要性をひしひしと感じるとともに、犯罪被害者等支援の在り方について改めて検討する必要性を感じさせられました。

そのため、総合的対応窓口の業務を改めて整理するとともに、経済的な支援や精神的な支援はどこの部署で対応できるのか、また、各部署でどのような支援が考えられるのかを把握するために、庁内で提供している制度やサービスの調査を行うこととしました。

調査の結果を踏まえて、初期対応職員が提供可能な支援や関係機関を把握でき、犯罪被害者等に適切な情報を提供できるよう、市役所内の各部署や関係機関が行っている支援の内容やその連絡先等が一覧的に記載された冊子である犯罪被害者等支援業務窓口対応シートを作成すると

つがる市役所



もに、庁内のどの部署の職員が犯罪被害者等から相談を受けても、連携して必要な制度やサービスをスムーズに提供できるよう、改めて各部署への周知を行いました。

さらに、犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等に対する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等へ見舞金、転居に係る助成金、心理相談料助成金の支給など、経済的負担の軽減や日常生活の支援の充実を図り、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう、つがる市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて作業を行い、令和6年4月から施行することができました。

引き続き、広く市民等へ条例の周知を図り、今後も関係機関と連携しながら、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指していききたいと思います。

福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。加えて、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、社会福祉士、精神保健福祉士等の職能団体に対する働き掛け等の取組を実施している。

令和6年4月現在、13都道府県、10政令指定都市、65市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

(P13 第1部第4章「地方における途切れない支援の提供体制の強化」参照)

(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

【施策番号 170】

警察庁においては、各都道府県内における市区町村間の連携・協力を促進するため、犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業を開催しており、令和5年度は、静岡県、鳥取県、島根県、長崎県及び宮崎県において、市町村の職員等に対する研修会等を実施した。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備え、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihighai/local/list>、

[html](#))に掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進している。

(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

【施策番号 171】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、関係府省庁や地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、ウェブサイト等で国民に情報提供を行っている（これまでに開催した講演会の内容については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihighai/kensyu/sesaku_kouen.html)を参照)。

また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等と接する際のポイント等を紹介した動画「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」の活用を働き掛けたほか、主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修を通じ、犯罪被害者等支援に関する最新の情報や資料を提供している（動画については、P53【施策番号 64】参照）。

(7) ワンストップ支援センターの体制強化

【施策番号 172】

ア P51【施策番号 59】参照

【施策番号 173】

イ P52【施策番号 60】参照

【施策番号 174】

ウ P52 【施策番号 61】 参照

【施策番号 175】

エ P52 【施策番号 62】 参照

【施策番号 176】

オ P52 【施策番号 63】 参照

(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号 177】

P51 【施策番号 57】 参照

(9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号 178】

P51 【施策番号 58】 参照

(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号 179】

文部科学省においては、学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会等の、学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした会議の場において、性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応や関係機関との連携等について説明を行っている。

また、児童生徒が全国どこからでも、いつでも気軽に悩みを相談できるよう「24 時間子供 SOS ダイアル」を設置し、教育委員会等による紹介カード、リーフレット等の配布等を通じて児童生徒や保護者に周知している。令和 5 年度の「24 時間子供 SOS ダイアル」の相談件数は 10 万 333 件であった。

さらに、近年、若年層の多くが SNS を主なコミュニケーション手段として活用している状況等を踏まえ、平成 30 年から、地方公共団体に対し、SNS 等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に関する支援を行っている。

24時間子供SOSダイアル



提供：文部科学省

(11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

【施策番号 180】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の同支援センター主管課等の行政職員並びに同支援センター、児童相談所及び民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得（機会の確保）を目的として、オンライン研修教材を作成し提供している。

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号 181】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする民間被害者支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援に関する相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援

員の養成を支援するため、民間支援員も参加可能な研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等において、具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P102【施策番号183】参照）。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 【施策番号 182】

警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めている。また、関係府省庁が所管する犯罪被害者等支援のための制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供している。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 【施策番号 183】

警察においては、地方公共団体、警察、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体により都道府県単位で構成された「被害者支援連絡協議会」及び警察署等の単位で構成された「被害者支援地域ネットワーク（連絡協議会）」の活性化を図り、更なる連携の強化を推進している。これらの協議会は、多岐にわたる犯罪被害者等のニーズを踏まえた充実した支援を提供するために、支援に携わる関係機関・団体が円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りを目的として設置されている。

さらに、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーショ

ン訓練を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図っている。

令和6年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,084の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

シミュレーション訓練の様子



(15) 警察における相談体制の充実等 【施策番号 184】

ア 警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）を設置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相談（P117【施策番号223】参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。

さらに、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役

立てている。なお、現在の社会情勢に的確に対応するため、令和5年10月から一部制度改正を行い、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪等も対象事案となるよう対象を変更するとともに、少年福祉犯罪に関し、性的姿態等撮影罪や16歳未満の者に対する面会要求等罪を対象罪名に追加するなど、対象事案の変更、拡大等を行った。さらに、この制度改正に併せ、匿名通報ダイヤルのウェブサイトを更新し、通報者がより通報しやすくなるよう通報フォームの変更等を行うとともに、広報用のポスターについても制度改正の内容を反映したものに改修した。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対し、パンフレット「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故により生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害を填補する制度（政府保障事業）
- ・ 犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。

また、交通事故被害者等から加害者に対する行政処分に係る意見聴取等の期日等についての問合せや、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を負った者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分の結果についての問合せを受けた場合には、適切に情報提供を行っている。同年中の都道府県警察における行政処分に係る意見聴取等の期日等に関する問合せに対する回答及び行政処分の結果に関する問合せに対する回答の合計件数は、17件（前年：11件）であった。

このほか、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員、弁護士等が交通事故被害者等からの相談に応じ、助言を行っている。

匿名通報ダイヤル

【施策番号 185】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるよう努めている。また、執務時間外においても、当直勤務中の職員が対応した上で担当者を引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号 186】

警察においては、全ての都道府県警察に設置されている少年サポートセンター、警察署の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導職員が少年や保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

また、全ての都道府県警察に、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による相談

窓口を設け、電話や電子メール等による少年相談を受け付けており、夜間・休日も対応するなど、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

令和6年4月現在、全国192か所（前年：202か所）に少年サポートセンターが設置されており、このうち71か所（前年：70か所）は、少年や保護者等がより気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

さらに、警察庁においては、被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>）に掲載している。

心のリリーフ・ライン



少年用カウンセリングルーム



(17) 指定被害者支援要員制度の活用

【施策番号 187】

都道府県警察においては、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う

子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口

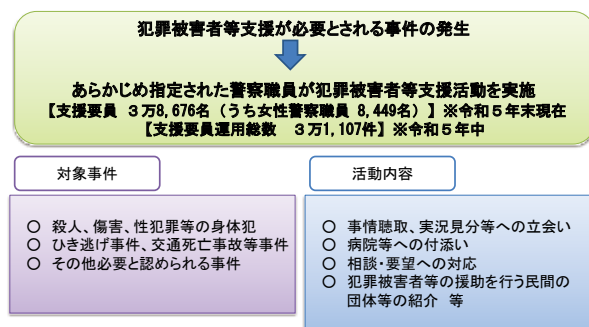


民間の団体等の紹介等を行ったりする、指定被害者支援要員制度を運用している。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要となる知識等に関する研修、教育等を実施している。

令和5年末現在、全国で3万8,676人が指定被害者支援要員として指定されている。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、当該事情に応じ、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等に必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援に関する説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

指定被害者支援要員制度



指定被害者支援要員による制度の説明（模擬）



(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号 188】

国土交通省においては、研修会の実施や実務提携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を行っている。

(19) 公共交通事故の被害者等への支援

【施策番号 189】

国土交通省においては、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から公共交通事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な相談窓口の紹介等を行っている。

令和5年度においては、公共交通事故の発生時には、被害者等から相談内容を聴取して適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を担当する職員に対する教育訓練の実施、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。同年度末時点における教育訓練受講者数は424人（前年度：389人）、支援計画の策定数は409（前年度：375）であった。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、継続的な遺族会との意見交換会の開催や、遺族会が開催する安全を誓う集いについて関係者とともに支援を実施している。また、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故に関しては、被害者家族への搜索結果や再発防止策等に関する継続的な情報提供を行うとともに、家族と相互に連絡を取り合う体制を継続し、支援を行っている。

手記

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者等支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者等支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html> 参照）。

令和5年度優秀作品の中の一つを紹介する。

●笑顔の裏で

警察署勤務 巡査

晴れて実習期間が終わり地域課員として独り立ちした頃、交番も配置換えとなった私は心機一転、やる気に満ち溢れていた。

新しい上司の元で指導を受けながら、検挙に向けて日々勤務していたある日のこと、一人の女性が交番にやってきた。

どうやら上司とその女性は顔見知りらしく、女性は「ちょうど近くを通りかかったので…」とはにかみながら挨拶を終えると私の方を見て「あっ、新しく婦警さんが来られたのですね」と嬉しそうに笑った。

上司が「最近はどうですか」と語りかけると、女性は「おかげ様で毎日安心して過ごせています」と続け、世間話を十分程度したのち、女性は穏やかな表情を浮かべたまま帰っていった。

女性が帰った後、上司は説明を求めるような私の視線に気づいたのか

「もう二年くらい前になるかな、あの女性は旦那さんが不在の時に、自宅に侵入してきた男と鉢合わせになったんだ。逃げた犯人は結局見つかってないし、なんのために侵入したのか分からないままだけど。自分は定期的にパトロールカードを投函しているんだけど、それにすごく感謝してくれていて…」

と教えてくれた。

その女性は月に一度くらいの頻度で交番を訪れては、私たちに近況を話してくれた。

女性はいつもにこにこ笑っていて、「小学生の娘も警察官になりたいと言っているんです」と楽しそうに話していたのを覚えている。

それからというもの、上司とペアでパトロールにつく日の夜間帯は、必ずその女性の家に行きパトロールカードを投函するという日々が始まった。

しかし、次々と職務質問で検挙していく同期生を横目に「早く実績を残したい」という思いから当時の私は常に焦燥感でいっぱいだった。

「事件は二年以上も前のことなのに」

「まだ投函する必要はあるのでしょうか」

「この時間にもっと職務質問をして、他の検挙を目指したほうがいいのでは」

住宅街を周りながら、そんな言葉たちがいつも私の喉元まで出かかっていた。

ある日深夜のパトロール中、住宅街において不審者の目撃通報があり、その日ペアになった先輩と共にパトカーで急行した。

発生場所を地図で確認すると、あの女性宅近くの住宅街だと分かった。

「これで被疑者を見つけられたら、検挙につながるかもしれない」という思いから私は積極的にパトカーの赤色灯を回した。

無事現場に到着し、通報者から詳細を聴取したあと、私たちは付近を徒歩で検索することにした。

先輩と別れ、住宅街を警戒しながら歩いていると一人の近隣住民と思われる人物が懐中電灯を持って、私のいる方向に向かって走り寄ってくるのが見えた。

暗かったこともあり、私は何事かとじっと目を凝らしていると、その人は嗚咽交じりで

「ああ、〇〇さん、〇〇さんだ、よかった」

と言葉を発した。

私はその声を聞いて初めて、その人が誰だかわかった。

いつも身綺麗にして交番に来るあの女性が、顔をぐしゃぐしゃにして号泣していたのである。

どうやら女性はサンダルにパジャマ姿で自宅を飛び出してきたようだった。

「パトカーの光を見て、また何かあったのかと思って・・・」

その言葉から、上司が女性宅の直近でいつも赤色灯を消す理由に気付くとともに、私は今視界の隅で煌々と光っている赤色灯を見て激しく後悔した。

私が普段、交番で見る女性はいつもにこにこ笑っていた。

笑っていたから、私は「この人は大丈夫、きっともう立ち直っている」と勝手に思い込んでいたのである。

女性の中で二年前の事件は決して終結しておらず、一番安心する場所であるはずの自宅で怯えながらこの二年間生活していたのだと思うと、ぎゅっと胸が苦しくなった。

それからというもの、私は異動するまでの間、上司同様パトロールカードを投函し続けた。

パトロールカードには一言程度のメッセージを書き加えたりもして、交番に来訪した際もさらに丁寧な応接を心がけた。

些細なことではあったが、あの夜をきっかけにして、些細な事でも私にできることはあると気づかされたのだ。

きっと上司もそれを理解していて、この二年間雨の日も雪の日もカードを投函し続けていたのだと思う。

被害を実際に経験していない私たち警察官が、被害者と同じ立場になることはできない。

ただ被害者の苦しい心の内を聞き、相手の求めていることを察して寄り添うことはできる。

この一連の出来事は、被害者に対し警察ができることは本当に少ないが、だからこそできることは精一杯やろうと心に誓うきっかけとなった。

数年後、私は晴れて希望していた交通課の事故捜査係に配属された。

配属後わずか半年間のうちに、片手では収まらない人数の死亡事故に遭遇した。

遺族に対し、電話口で被害者の状態が思わしくないこと、事故の状況を説明すること、そのどれもが心が重くなることばかりだった。

今まで対応した遺族の誰もが淡々とした表情で、その場で泣き崩れたり怒ったり、感情を露わにすることはなく、諦めたような笑いを浮かべる遺族すらいた。

しかし、昨日まで元気に仕事に行っていた人、楽しく家族で団らんの時間を過ごしていた人が突然冷たい遺体となって目の前に現れるのだ、悲しくないわけがない。

人はあまりの悲しみやストレスにさらされると、自己防衛のため感情が表に出なくなるのだと聞いたことがある。

一見して元気そうに見える被害者やその遺族の心の中にどんな気持ちが隠れているのか、推し量ることはとても難しいと現在も痛感し続けている。

数年前の私はパトロールカードという一枚の紙でしか被害者を支える術を知らなかったが、現在は被害者支援員という立場を担っている。

担っている以上、様々な行政機関や支援制度を学び、被害者と支援を繋げるはしごを架ける方法を考え続け、被害者が本当に笑えるようになる日とともに目指さなければならない。

「笑っていても心は泣いている」

時々忘れそうになるが、そのたびにあの夜の事を思い出したいと思う。

(20) 婦人相談所等の職員に対する研修の促進

【施策番号 190】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で実施している婦人相談所等指導者研修等において、配偶者等からの暴力事案の被害を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力事案の特性等に関する理解の増進を図るため、婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施している（P73【施策番号119】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号 191】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー事案の被害者への支援の充実を図るため、令和4年度には非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）にも対応す

る内容に改訂した「ストーカー被害者支援マニュアル」を、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している（配偶者等からの暴力事案については、P101【施策番号180】参照）。

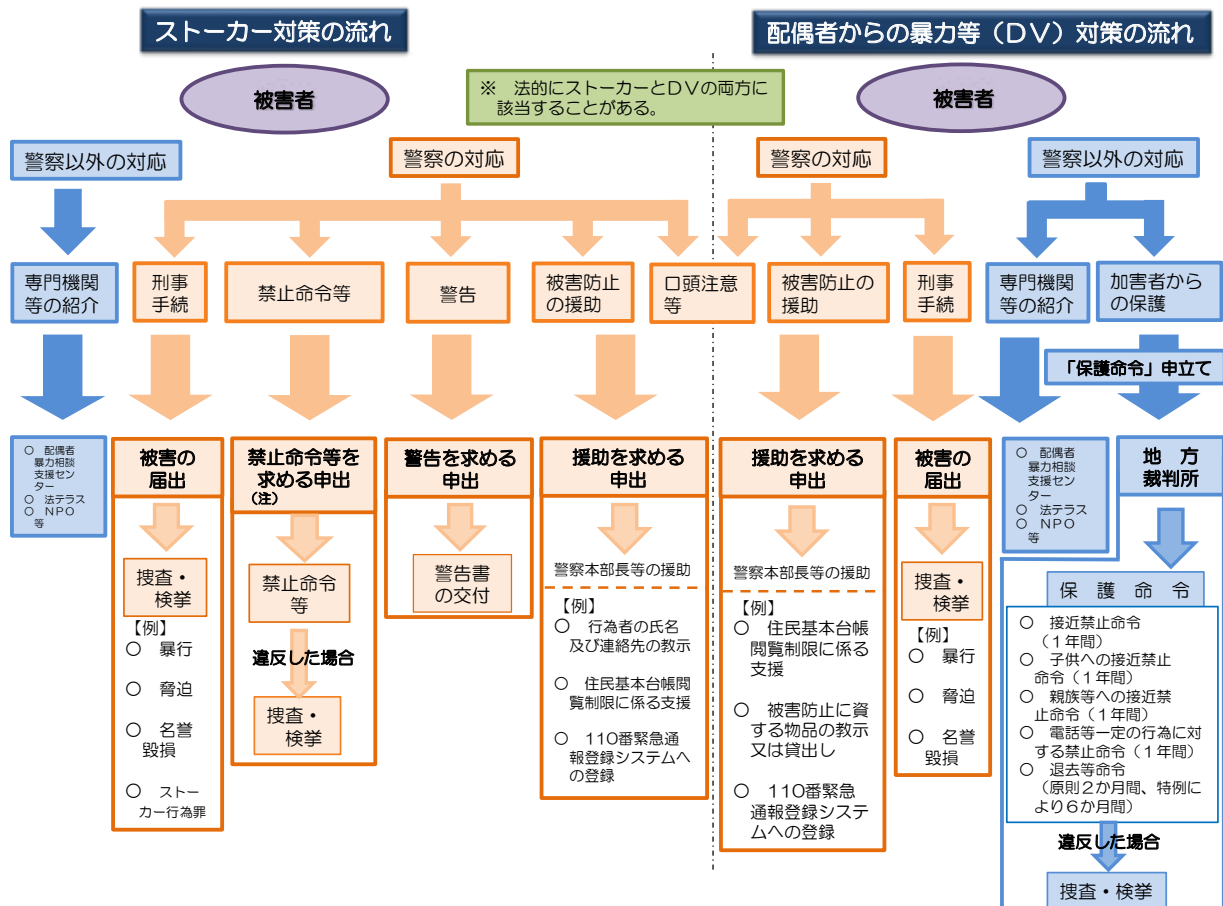
(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号 192】

警察における令和5年中のストーカー事案の相談等対応件数は、1万9,843件（前年：1万9,131件）であった（警察庁ウェブサイト「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」：<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html>）。

ストーカー事案においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い場

ストーカー事案・配偶者等からの暴力事案に関する手続の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

合が多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙を顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他の関係法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、電話連絡や面談による近況等の把握を通じ、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者に講ずべき保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。

加えて、逮捕状請求における被疑事実の要旨の記載に際し、被害者に関する事項の記載方法に配慮しているほか、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携の強化、犯罪被害者等支援における女性相談支援センター、法テラス等の関係機関との協力の強化等、被害の拡大防止及び再被害の防止に向けた対策を推進している。

また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日・令和4年7月15日改訂）に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を一層推進している。

(23) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号 193】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯は、被害者に対して深刻な精神的・身体的苦痛をもたらし、被害の回復が非常に困難であるなど、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、平成16年4月には「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年12月に同会議において「人身取引対策行動計画」を、平成21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を、また、平成26年12月には同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を平成27年以降毎年開催するなどしてきたところ、人身取引に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、令和4年12月、犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2022」を決定した。

令和5年6月、人身取引対策推進会議の第9回会合において、我が国における人身取引事犯による被害の状況や、関係府省庁における人身取引対策の取組状況等を取りまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、人身取引事犯の撲滅を目指し、人身取引対策に係る取組を引き続き着実に推進していくことを確認した。

内閣府においては、人身取引の被害者向け及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、関係機関等に配布するとともに、SNSを活用し、我が国における人身取引事犯の実態、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策のポスター



提供：内閣府

(24) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号 194】

総務省においては、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化している。

平成21年度より総務省が運営を委託している違法・有害情報センターで受け付けている相談件数は、令和5年度は6,463件（前年度：5,745件）であり、過去最多となった。こうした状況を踏まえ、令和3年度から違法・有害情報相談センターの相談員の増員等の体制強化を図るとともに、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制を構築し、各機関の取組に関する相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携を図っている。

また、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動の一

環として、誹謗中傷対策に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等の協力の下、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催し、令和5年4月から令和6年3月末までの間、2,166件（前年度：2,226件）の出前講座を実施した。さらに、誹謗中傷に関する内容を含む、インターネット上に係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度

#NoHeartNoSNSロゴマーク



提供：総務省

違法・有害情報相談センター



提供：総務省

第2部

より毎年作成・公表している。

(25) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化

【施策番号 195】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する研修において福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、これらの機関との連携・協力の充実・強化を図っている。

(26) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号 196】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の補助等を行うほか、犯罪被害者等の置かれて

いる状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っている。

被害者支援員に対する研修においては、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等を講師に招いているほか、平素から犯罪被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、犯罪被害者等支援の状況に関する情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載された犯罪被害者等向けのパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及びDVD「あなたの声を聴かせてください」を犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

さらに、犯罪被害者等から電話等による相談を受け付けるため、地方検察庁等に被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設置し、被害者支援員等が対応している。

(27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

【施策番号 197】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等への相談・支援を行っている。相談・支援においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行っており、令和5年中の実施件数は延べ1,488件（前年：1,563件）であった。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

また、令和6年5月から、犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの受付ができるよう、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim_form.html）を設置し、適正な運用に努めている。

(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実

【施策番号 198】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判の終了後の相談対応の充実を図るため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努めている。

(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討

【施策番号 199】

法務省においては、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、令和5年4月から同年9月まで、意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等からの意見を聴くためのアンケートフォームを試行し、令和6年5月から同フォームを本格運用している。

(30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号 200】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、このような調査救済制度を周知するためのリーフレットを作成・配布するほか、「みんなの人権110番」、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」、「LINEじんけん相談」等の各種相談窓口について、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html）や広報資料に掲載するなどしており、令和5年度に実施したモニター調査による人権相談窓口の認知度は51.4%（前年度：52.8%）であった。なお、同年度の相談件数について、「こどもの人権110番」は1万9,251件、「女性の人権ホットライン」は1万5,142件であった。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員及び人権擁護委員に対する研修を実施し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に適切に対応するための体制の強化を図っている。

こどもの人権110番のポスター



提供：法務省

(31) 犯罪被害者である子供等の支援 【施策番号 201】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じ、いじめ・体罰・児童虐待事案といった子どもに対する人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携して事案に応じた適切な措置を講じている。

(32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実 【施策番号 202】

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口自ら赴くことが困難な老人福祉施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談することができるよう、施設の協力を得て特設の人権相談所を開設し、入所者等からの人権相談に応じている。令和5年度は、老人福祉施設等の社会福祉施設に

おける特設相談所を135回（前年度：85回）開設した。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等の高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談について周知し、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど、連携を図っている。

(33) 日本司法支援センターによる支援 【施策番号 203】

ア P25【施策番号2】参照

【施策番号 204】

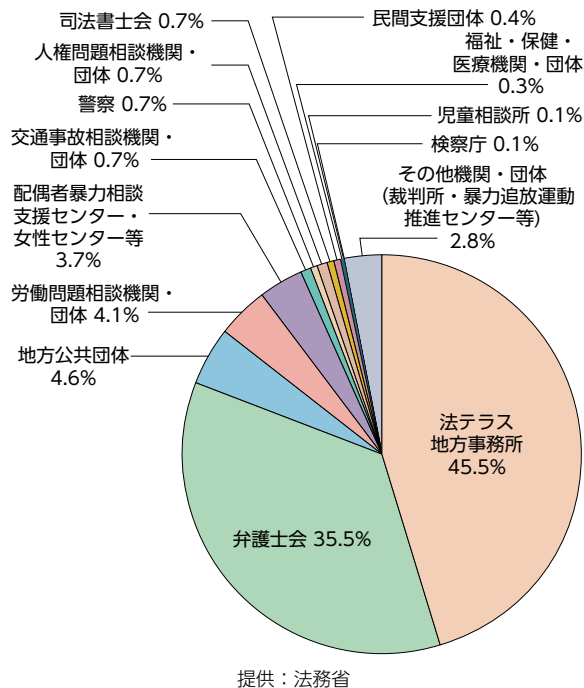
イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分に連携することが求められている。このため、法テラスにおいては、その活動についてこれらの関係機関・団体に周知するとともに、都道府県警察等が主催する被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における広報啓発活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関係する機関・団体との連携・協力の充実・強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等を必要な支援につなげるため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた関係機関・団体を紹介する、コーディネーターとしての役割を果たせるよう努めている。

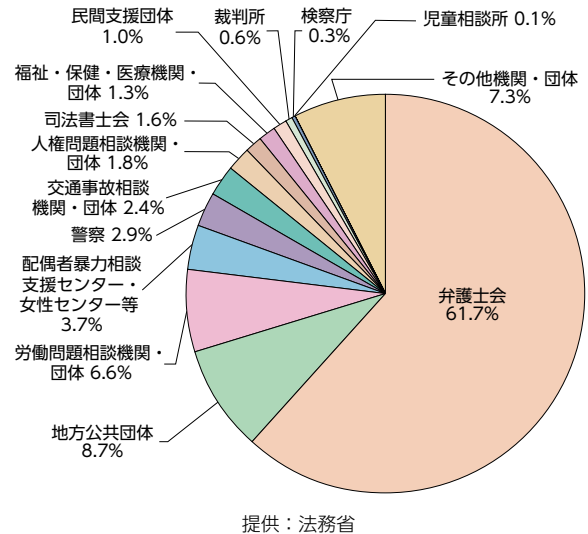
法テラスにおいて運用している犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）では、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体の相談窓口情報等を提供しているところ、令和5年度における問合せ件数は2万3,363件であり、主な問合せ内容は、DV被害、生命・身体犯被害、性被害であった。

また、同年度中の全国の法テラスの地方事務所における電話又は面談による犯罪被害者支援に関する対応件数は、1万5,481件であった。

法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの
問合せに対する紹介先（令和5年度）



法テラスの地方事務所への
問合せに対する紹介先（令和5年度）



法テラスによる犯罪被害者支援業務の実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	15,343 件	14,309 件	15,908 件	20,889 件	23,363 件
地方事務所での対応件数	11,262 件	10,768 件	12,108 件	14,644 件	15,481 件

提供：法務省

【施策番号 205】

ウ 法テラスにおいては、犯罪被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号 206】

エ P83 【施策番号 138】 参照

【施策番号 207】

オ 法テラスにおいては、平成 28 年 5 月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律の施行を受けて、平成 30 年 1 月から、認知機能が十分でないために弁護士等による法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者、障害者等を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助制度（特定援助対象者法律相談援助）が創設されるとともに、それまで民事裁判等手続の準備及び追行に限定されていた代理援

助及び書類作成援助の対象行為が、認知機能が十分でない高齢者、障害者等に関しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行にも拡大された。これを踏まえ、福祉機関等の関係機関・団体と連携し、同制度を周知している。

特定援助対象者法律相談援助件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定援助対象者法律相談援助件数	668	743	789	999	1,192

提供：法務省

【施策番号 208】

カ 法テラスにおいては、平成 28 年 5 月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律の施行を受けて、平成 30 年 1 月から、

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助制度（DV等被害者法律相談援助）が創設されたことを踏まえ、犯罪被害者支援に関係する機関・団体と連携するとともに、弁護士の確保等により、支援体制の強化を図り、令和4年4月からはこれまで対面で実施していた法律相談を電話やオンラインでも利用できるようにするなど、相談しやすい環境の整備に努めている。

また、児童虐待をテーマにした広報用のポスター及びポケットカードや、制度周知用アニメーション動画を作成するなど、DV等被害者法律相談援助の周知に努めている（P65【施策番号94】参照）。

令和5年度におけるDV等被害者法律相談援助実施件数は1,570件（前年度：1,292件）であり、主な相談内容はDV被害であった。

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

【施策番号209】

P8第1部第2章「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」参照

(35) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号210】

地域包括支援センターにおいては、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは、適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市区町村、医療機関等と連携し、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁護するため必要な継続的支援を行っている。

令和4年度における権利擁護に関する相談件数は、全国で72万8,945件（前年度：74万7,115件）であった。

(36) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号211】

ア P49【施策番号53】参照

【施策番号212】

イ P49【施策番号53】参照

(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号213】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っていること、教職員による体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案が引き続き発生していること等が、学校教育において大きな課題となっている。文部科学省においては、こうした現状を踏まえ、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、都道府県・政令指定都市の学校や教育委員会に対し、

- ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰又は体罰が疑われる事案について報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに、教育委員会へ報告すること。
- ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知すること。

等を示達し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促している。令和4年度における都道府県・政令指定都市の教育相談機関は204か所である（令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による）。

(38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

【施策番号 214】

不登校となった児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が平成 28 年 12 月に成立し、平成 29 年 2 月に全面施行された。

文部科学省においては、同法の施行を踏まえ、同年 3 月、学校が不登校となった児童生徒に対する組織的かつ継続的な支援等を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校となった児童生徒への支援において中核的な役割を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に要する経費の一部を補助している。令和 4 年度における教育委員会が設置する教育支援センターは 1,654 か所である（令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による）。

(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

【施策番号 215】

ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進することとしている。

【施策番号 216】

イ 精神保健福祉センターや保健所においては、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談支援を行っている。

また、同センターにおいては、専門的知識を有する職員等による面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民

が相談しやすい体制を整備している。さらに、必要に応じ、医師による診察、医療機関等への紹介、医学的指導等を行っている。

(40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号 217】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介により同様の取組を勧奨している。

(41) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号 218】

ア 都道府県警察においては、パンフレット「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度等について情報提供を行う場合に広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を、警察庁ウェブサイト「警察の犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)に掲載している。

【施策番号 219】

イ P84 【施策番号 140】参照

(42) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号 220】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp/>) について情報提供を行っている。

同基金においては、昭和 56 年 5 月の設立以降、令和 6 年 3 月末までに 2,211 人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、総額約 29 億 5,034 万円の奨学金を給与している。また、平成 20 年 12 月から、基本法の趣旨を踏まえ、

現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、令和6年3月末までに、現に著しく困窮している犯罪被害者等4人及び海外における殺傷事件の被害者等6人に、総額約2,250万円の支援金を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P25【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト（<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>）において犯罪被害者等のための制度について周知するとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官が、関係機関との連携、情報提供等を行っている。

(43) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

【施策番号 221】

ア P84【施策番号 139】参照

【施策番号 222】

イ P85【施策番号 141】参照

(44) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

【施策番号 223】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上を図っている。全ての都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始した。令和元年

度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容、当該被害者の秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体※に情報提供するなど、性犯罪被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

性犯罪被害相談電話「#8103」

性犯罪被害相談電話
シャープ ハートさん
#8103
(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。)

みまぜんか
まずはお電話
必ず相談して
必ずに

あな
の
心
に
あ
な
た
の
こ
ろ
を
あ
げ
て
く
だ
さ
い

1相談してね！

●性別・年齢にかかわらず相談できます。匿名での相談も可能です。●秘密は守ります。
●緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。●土日・祝日及び休職期間中は、当番で対応します。
●IP電話から「#8103」に発信すると、通話料が発生する場合やつかない場合がありますので、
各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口にご連絡ください。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「キュッとちゃん」

警察庁
National Police Agency

各都道府県警察の
性犯罪被害相談電話
窓口はこちら

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ【全国共通番号】
内閣府 性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センター #8891

性暴力に関するSNS相談
内閣府 Cure time（キュアタイム）

(45) 自助グループの紹介等

【施策番号 224】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

※ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害者等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人

(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実

【施策番号 225】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書の英語版（概要版のみ）を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihighai/index.html>）に掲載するとともに、警察庁公式 X（旧 Twitter）（https://x.com/NPA_KOHO）を活用し、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

(47) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号 226】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリストの提供、医療機関に関する情報提供、本人が自ら連絡できない場合における家族との連絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外における邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処方法について周知するため、「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂し、「海外安全ホームページ」（<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>）及び海外安全アプリにも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分かりやすく発信するとともに、国民が渡航前にこれらの情報に接する機会の増加を図っている。令和4年中に在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り扱った、海外における邦人の犯罪被害に係る援護件数・援護人数は、1,122 件・1,205 人であり、「窃盗被害」（710 件・731 人）が最も多く、「詐欺被害」（203 件・238 人）、「強盗・強奪被害」（75 件・84 人）の順で続いている。

警察庁においては、外務省と連携し、海外

における邦人の犯罪被害に関する情報収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めている。

海外安全虎の巻



提供：外務省

令和4年中に在外公館等が取り扱った 邦人の犯罪被害援護件数・援護人数

件名	件数	人数
殺 人	3	3
傷 害 ・ 暴 行	43	56
強姦 ・ 強制わいせつ	17	23
脅 迫 ・ 恐 喝	15	18
強 盗 ・ 強 奪	75	84
窃 盗	710	731
詐 欺	203	238
テ ロ	0	0
誘 拐	0	0
そ の 他	56	52
合 計	1,122	1,205

提供：外務省

(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等 に対する相談体制の充実及び理解の促進 【施策番号 227】

警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「# 9110」番）や性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8103（ハートさん）」を設置するなど、相談体制の充実に努めている。また、令和5年10月及び11月、静岡県との共催により、こどもに関わる機関の職員等を対象に「子どもの性暴力被害支援者研修会」を開催し、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている現状等の周知と理解促進を図った。

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等であるこどもからの人権相談については、専用相談電話「こどもの人権 110 番」を設置し、人権侵害を受けたこどもが安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、同年8月23日から同月29日までの1週間を「全国一斉「こどもの人権相談」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、こどもの人権問題に関する相談体制の充実に努めている。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相談することができないこどもの悩みを的確に把握し、学校や関係機関と連携して様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布するとともに、法務省ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS－eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）を設置し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、相談体制の充実・強化を図っている。

加えて、若年層が人権相談にアクセスしやすくなるよう、チャット（LINE等）を活用した人権相談体制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月18日から同月24日までの1週間を「全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に努めている。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局において「外国人のための人権相談所」（約80の言語による人権相談に対応）を設けるとともに、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応）を設置し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、同年における犯罪被害者等に関する人権相談の件数は、59件（前年：70件）であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、女性弁護士による支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応えるため、弁護士会等と連携し、全ての都道府県において、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）について女性弁護士を複数人確保しており、令和6年4月現在、その数は計994人（前年：986人）である。

内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける相談体制の充実を図る（P51【施策番号 59】参照）とともに、若年層等の性

暴力被害者が相談しやすいよう、性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。令和5年度のワンストップ支援センターへの相談件数は6万9,100件、同年度のCure timeへの相談件数は3,736件であった。

また、配偶者からの暴力被害者がためらうことなく相談できるよう、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる全国共通番号「DV相談ナビ（#8008）」の設置等、相談窓口の周知を図るとともに、多様なニーズに対応するため、「DV相談プラス」を実施している。令和4年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は12万2,211件、同年度の「DV相談プラス」への相談件数は4万7,971件であった。

（こども家庭庁における取組については、P69【施策番号97】及びP140【施策番号268】を参照）

（文部科学省における取組については、P49【施策番号53】を参照）

#8008カード



提供：内閣府

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施

【施策番号 228】

警察庁においては、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、令和5年12月、「犯罪被害類型別等調査」を実施した（P121 トピックス「令和5年度犯罪被害類型別等調査」参照）。

(2) 配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施

【施策番号 229】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を実施している（直近は令和5年度に実施。これまで実施した調査の結果等は、内

閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。

また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者支援状況等の調査を実施している（令和4年度に実施。調査結果等は、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r060325_houkoku.html）を参照）。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

【施策番号 230】

法務省においては、例年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を

トピックス

令和5年度犯罪被害類型別等調査

警察庁では、第4次基本計画に基づき、関係府省庁等と連携し、犯罪被害類型に応じて犯罪被害者等が置かれている状況等、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態について調査を実施した。

調査対象は、20歳以上の方であり、犯罪等被害に遭った時期については制限を加えていない（被害に遭った時期の回答としては、10年以前が70.6%、3～10年以内が17.5%、3年以内が12.0%となっている。）。

調査結果の概要については、以下のとおりである（詳細については、警察庁ウェブサイト「令和5年度犯罪被害類型別等調査」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha/r05/top.html>）参照）。

1 被害に遭った際の相談状況等

犯罪被害者等全体の約4割が被害に遭った際にどこにも（誰にも）相談していないと回答しており、その割合は特に児童虐待（84.4%）、性的な被害（51.3%）、配偶者暴力（50.9%）で高い。

また、警察を含む関係機関に通報・相談しやすくなるための対応・取組について、ストーカー、配偶者暴力、性的な被害、児童虐待では周りの人に知られずに相談できること、プライバシーが守られることという守秘性を重視する回答が多い。

2 同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ

警察や行政に通報・相談した後に再被害を受ける不安を感じたとの回答は、配偶者暴力（95.5%）、ストーカー（85.7%）ともに非常に多く、再被害を受けたとの回答も、配偶者暴力（63.6%）、ストーカー（40.5%）ともに一定程度みられた。

3 犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況等

事件に関連して受領した給付・支給・賠償について、犯罪被害者等全体の約8割がいずれも受けていないと回答しており、加害者からの賠償（加害者側加入の保険による支払は除く）（3.1%）との回答は少ない。

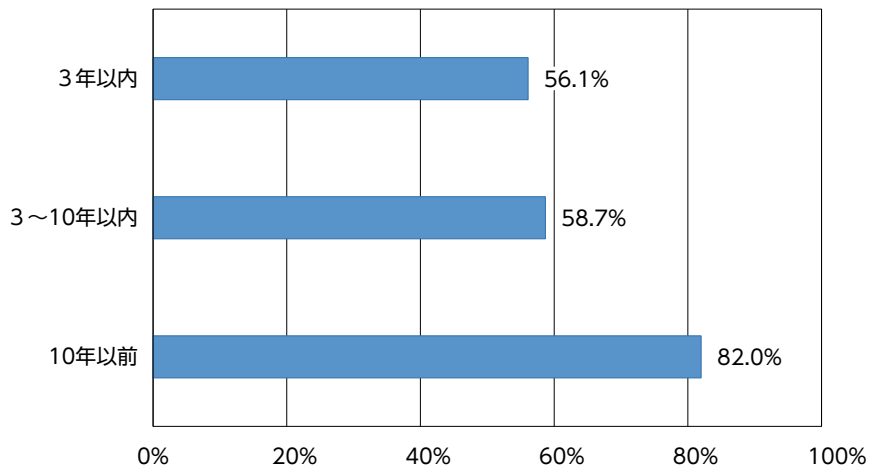
犯罪被害者等全体の約9割が加害者側との損害賠償に関する訴訟・交渉等を行っていないと回答しており、その理由としては、手続きが分からなかったから（32.5%）、加害者側と関わりたくなかったから（27.6%）との回答が多い。

4 支援・制度の利用状況及びニーズ

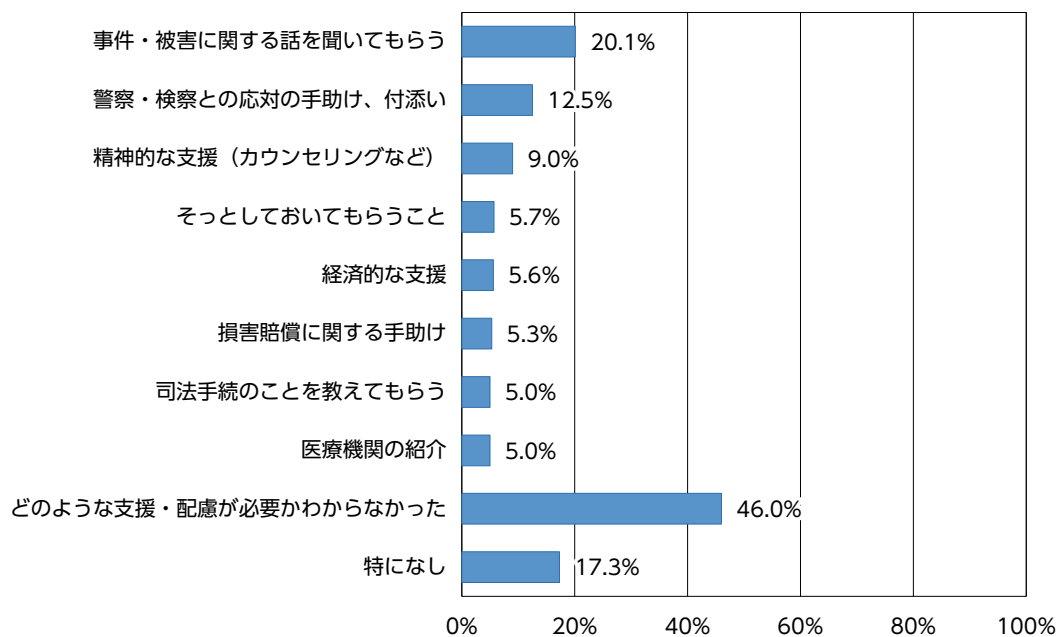
犯罪被害者等全体の約7割がいずれの支援・制度も利用していないと回答しているところ、利用している割合は近年の方が高くなっており（いずれの支援・制度も利用していないとの回答割合が10年以前が82.0%、3～10年以内が58.7%、3年以内が56.1%と近年の方が低くなっている。）、利用した機関・団体としては、警察（16.6%）、医療機関（3.3%）の順に多い。

被害直後の支援ニーズとしては、事件・被害に関する話を聞いてもらう（20.1%）、警察・検察との対応の手助け・付添い（12.5%）との回答が多い。一方、どのような支援・配慮が必要か分からなかった（46.0%）との回答も多い。

いずれの支援・制度も利用していないとの回答の割合（被害の時期別）



被害を受けた直後において必要な支援ニーズ（複数回答、上位回答抜粋）



警察庁では、本調査の結果も踏まえ、引き続き、関係府省庁や地方公共団体等と連携・協力しながら、犯罪被害者等施策の一層の推進に努めることとしている。

犯罪白書に掲載している（法務省ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html）ほか、犯罪被害の動向を正確に把握するため、平成30年度に第5回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、その分析結果を法務総合研究所研究部報告として公表している（法務省ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html）。

犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析として、令和5年度から、第6回犯罪被害実態（暗数）調査を実施しているほか、精神に障害を有する性犯罪被害者に関する刑事確定記録の分析等の調査を実施している。

（4）犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施

【施策番号 231】

厚生労働省においては、平成17年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、平成19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者等の治療を促進するための提言を取りまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf）を精神保健福祉センターに配布した。

また、同年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行い、その結果を踏まえ、平成23年度からは3か年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行うとともに、平成24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（平成25年2月初版）」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_guideline.pdf）を作成した。

さらに、平成24年度には、産婦人科、犯

罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等において活用できるよう、性暴力被害者に心理教育や支援情報を提供するためのパンフレット「一人じゃないよ」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_hitorijanaio.pdf）を作成した。

これらの手引、ガイドライン及びパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」（<http://victims-mental.umin.jp/>）に掲載されている。

このほかにも、令和2年度から令和4年度まで、厚生労働科学研究で「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ（心的外傷）への対応の実態把握と指針開発のための研究」を行ったほか、令和5年度からは「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケア活用促進のための研究」を行っている。

（5）児童虐待防止対策に関する調査研究の実施

【施策番号 232】

こども家庭庁においては、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施しており、令和5年度は、「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究」等を実施した。

（6）警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号 233】

P72【施策番号 107】参照

（7）被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

【施策番号 234】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等において被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、公認心理師の資格を有する部内職員等によるカウンセリングの技法に関する研修等を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士

等の部外の専門家に被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱し、犯罪被害を受けた児童の支援を担当する少年補導職員等が専門的な助言を受けることができる体制を整備している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等

【施策番号 235】

ア P73 【施策番号 112】 参照

【施策番号 236】

イ P73 【施策番号 114】 参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号 237】

P49 【施策番号 53】 参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号 238】

こども家庭庁においては、児童虐待事案に対応する児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の体制を強化するため、児童福祉司、児童心理司、市区町村の職員等に対する研修の充実等を図っている。特に、虐待を受けたこどもの保護等に携わる職員等に対する研修については、平成 28 年 5 月に成立し、平成 29 年 4 月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、児童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の研修受講が義務化された。

児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の児童虐待事案に対応する機関の幹部職員等に対し、子どもの虹情報研修センターにおいて実践的な知識・技能の習得等を目的とした研修を実施してきたところ、児童虐待事案に対応する職員の専門性の一層の向上を図るため、令和元年度から、全国 2 か所目の研修拠点である西日本こども研修センターあかしにおいても研修を実施するなど、必要な支援を行っている。

また、指導教育担当児童福祉司は任用された後に研修を受講することとなっているところ、同年 6 月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、令和 4 年 4 月 1 日以降に新たに任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講することとなった。

こども家庭庁においては、これらの取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実等を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号 239】

P101 【施策番号 181】 参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号 240】

警察、法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

また、こども家庭庁及び文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、同団体が実施するボランティア等の養成や研修への講師の派遣等を依頼された場合には、協力を行うこととしている（P125 【施策番号 242、243】 参照）。

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号 241】

法テラスにおいては、ウェブサイト (<https://www.houterasu.or.jp>) において、犯罪被害者支援に関係する機関・団体等に関する情報提供を行うとともに、法制度情報を検索できるウェブページを設け、情報提供に努めている。

また、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714) においては、損害の回復や苦痛の

軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するための情報、関係機関・団体の相談窓口情報等を提供するとともに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介等を行っている。さらに、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくするための専用

ページ（<https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1>）を設けている（P83【施策番号 138】参照）。

このほか、犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体や弁護士会等と連携し、法テラスの支援制度を説明するとともに、意見交換会、事例検討会等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第 22 条関係）

(1) 民間の団体に対する支援の充実

【施策番号 242】

ア 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っている。

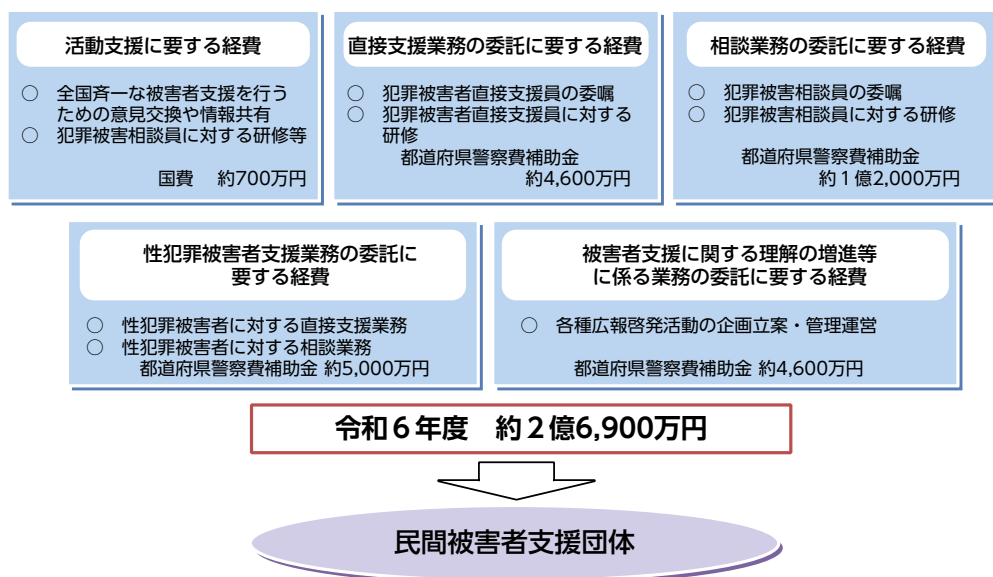
こども家庭庁においては、児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成 28 年 5 月に成立した児童福

祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待事案の再発防止を図るため、こどもの入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングやこどもの定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、児童虐待事案への対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携を推進している。

厚生労働省においては、様々な困難な問題を抱えた若年女性を対象に、アウトリーチからの相談対応・居場所の提供・自立に向けた支援に取り組む特定非営利活動法人等の民間団体による対応を支援する「若年被害女性等支援事業」を実施している。

警察庁による民間被害者支援団体に対する財政援助



【施策番号 243】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童生徒及び学生への犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援について、広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援の要請がなされた場合に協力を行うとともに、協力事例を広報することにより、同団体への協力の充実を図ることとしている。

(2) 預保納付金の活用**【施策番号 244】**

P33【施策番号 18】 参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等**【施策番号 245】**

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が主催するシンポジウムや講演会のうち、その意義に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援している。令和5年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会 2023」及び一般社団法人公認心理師の会が主催する「被害者支援研修会」を後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望するものに対しても配信を行っており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等**【施策番号 246】**

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/seifu/dantai_top.html)、警察庁公式 X（旧 Twitter）(https://x.com/NPA_KOHO) 等の様々な広報媒体の活用を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行っている。

また、政府広報オンライン掲載動画等により、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を紹介するなど、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行**【施策番号 247】**

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進及び特定非営利活動促進法の円滑な運用に取り組んでいる。また、「内閣府NPOホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp/>) 等において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化**【施策番号 248】**

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力している。また、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体（P204 基礎資料 7 参照）の運営に関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に

行っている。

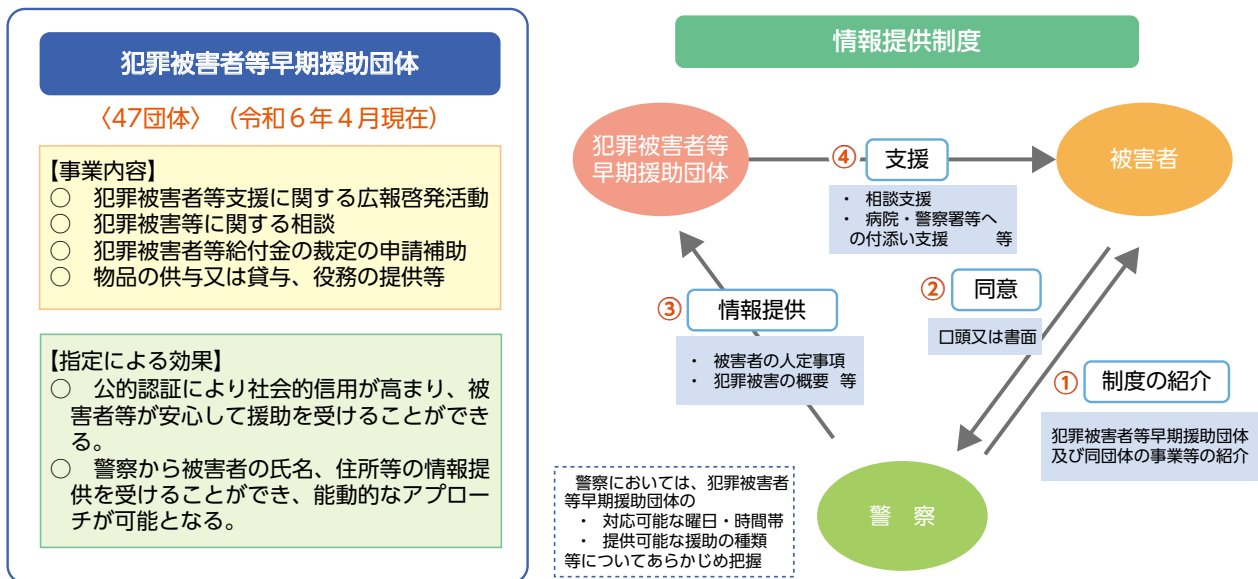
特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号 249】

都道府県公安委員会においては、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和6年4月現在、全国で計47団体が指定されている。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関し、情報提供や必要な指導・助言を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体



トピックス

民間被害者支援団体における犯罪被害者支援

■ 未就学保育園児からの寄附金贈呈

公益社団法人やまがた被害者支援センター

公益社団法人やまがた被害者支援センターにおいては、財政基盤を強化するため、寄附金付き自動販売機の設置拡大や賛助会員の拡大・寄附金確保のための広報活動に努めておりますが、令和5年11月7日、県内小国町所在の社会福祉法人白百合保育園から寄附金の贈呈がありました。

白百合保育園では、令和3年度から山形県小国警察署と連携し、ヒマワリを育てる活動を通じて、交通事故根絶につなげる「ひまわりの絆プロジェクト」を行っておりますが、令和5年9月30日に開催した、「小国町交通安全フェスティバル」の中で同園児が、小国警察署と小国高等学校が共同で作成した、ひまわりの絆プロジェクトを題材にした紙芝居を披露するとともに、被害者支援活動に対する募金活動も行い、そこで集まった町民等からの善意を当センターに寄附していただきました。

なお、未就学児の活動による善意が当センターに贈られるのは今回が初めてのことです。

当センターとしては、これら寄附等による財政的基盤の充実はもとより、被害者支援の輪を広げ、社会全体で被害者を支えるという機運の向上に努めてまいります。



■ 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発に向けた取組

～ 運送業者トラックの運行による「犯罪被害者支援プロジェクト」の始動 ～

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発活動の強化に向けた取組の一環として、県内運送業者及び静岡県警察の協力の下「犯罪被害者支援プロジェクト」と命名し、運送業者が所有する大型トラックに犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」と当センターの連絡先をプリントとした「犯罪被害者支援号」を県内各地域へ運行することにより、走る広告塔として広報啓発活動の一翼を担っていただくとともに、同車両の走行距離に応じ、犯罪被害者等支援のための寄附に協力していただけるという全国初の取組を開始しました。

この取組により、犯罪被害者等支援について、広く県民に浸透が図られるとともに当センターの認知度の拡大に繋がるものと考えております。

引き続き、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援を継続させるためにも、関係機関の皆様と連携を図りながら、各種取組の充実を図ってまいります。



■ 「ガチャガチャ」で犯罪被害者の支援に貢献

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

社会貢献型カプセル自動販売機（ガチャガチャ）は売上げの一部が公益社団法人ひょうご被害者支援センターに寄附される新しい取組です。

ガチャガチャの設置・運営を行う企業と県警被害者支援室が、兵庫県姫路市内の設置先企業に働きかけ、設置先企業が運営するＪＲ姫新線太市駅前にあるカフェ・レストランの店舗前に設置されました。

目的は、当センターの知名度の向上と財源確保で、設置・運営を行う企業が、売上げの一部を当センターへ送る仕組みとなっています。

12台のガチャガチャの中身は、人気キャラクターの関連商品が多く、購買層の中心は家族連れです。

設置先企業の専務は「こどもが欲しがっても、お金を払う親にとっては魅力が分からないことがある。社会に貢献できるとなれば、納得して購入してくれるのでは。」と話されました。

誰もが親しめるガチャガチャを通して、犯罪被害者の実情について少しでも多くの人に関心を持ってもらい、犯罪被害者に目を向けるきっかけにもなってほしいと願っています。



■ 新たな支援の形「TamaCoffee ～繋がり輪～」

公益社団法人くまもと被害者支援センター

熊本県の県立玉名高校で、交通事故で亡くなったこどもの意思を継ぎ、コーヒー店を開店された深迫夫妻による講演があり、これに感銘を受けた同校生徒会は、犯罪被害者等のために何かできないかと協議を行い、自分たちで制作したコーヒーを販売することで、売り上げを被害者支援のために役立てるとともに、支援の繋がり輪を広げたいと考えました。

そこで、生徒会員5名は、深迫夫妻に相談し、その協力を得ながら、コーヒー豆の選別、焙煎からパッケージのデザインまで自分達で行い、「TamaCoffee」が完成しました。

同校の創立120周年記念文化祭において販売を行ったところ、学校関係者、来訪者、OB会等の賛同を受け、制作した5,000パックを完売することができ、売上金の約26万円を公益社団法人くまもと被害者支援センターに寄附していただきました。

生徒によると、「犯罪被害者を支援できると知った小学生がお金を出し合わせて購入してくれたことがとてもうれしかった。」という話もあり、財政的な支援はもとより、あらゆる世代に被害者支援の意識を醸成することにも大きく貢献していただいた取組であったと深く感謝しており、このような支援の輪がさらに広がっていくことを願っております。



手記

被害者支援～寄り添い学び続けること～

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
犯罪被害者直接支援員 浦岡 瑠美

私は大学生のとき、京都で防犯ボランティアの活動をしていた経験から、社会人になっても、働きながら少しでも人助けになる活動が出来ないかと思っていました。そんなある日、奈良県の広報誌に「なら犯罪被害者支援センターのボランティア募集」の欄を見つけ、チャレンジしてみようと思って応募しました。

まず、養成講座で被害に遭われた直後やその後の心身の変化、どのような被害者支援の制度があるのか、刑事手続の流れや法的側面、ロールプレイによる電話相談や直接支援の疑似体験など多方面の講座を修了し、さらに、最初は先輩の支援員に付いて電話当番に入りました。

電話相談では、コールが鳴ったら落ち着いて受話器を取り、しっかり丁寧に聴こうと頭では理解できるのですが、緊張してドキドキし、途中メモを取る手が震えることもありました。会話に集中するとメモの手が止まり、逆にメモに気を取られてしまうときちんと心に寄り添えていないような感じがしました。実際に当番に入ると、被害者の方の思いをお聴きしながら、同時にメモを分かりやすく取り、かつ、確認する必要があること、被害に遭われたときの状況、今はどのような状況にあるのかなどを聞いて、次の支援に繋げることが大切だと感じました。電話室の隣で事務局の方が控えてくださり、対応が難しいとき、より専門的な対応が必要なときなどはすぐにアドバイスいただいたり、交代してくださるので、ボランティア支援員として出来る範囲の中でしっかり学んでいけることはとても有り難く思います。特に電話当番では、被害者の顔が見えないため、沈黙されたときにその辛く苦しい気持ちが私自身にもズッシリと伝わって、どのような言葉をかければ良いかも見つからず、被害者の方とともにしばらく沈黙することもありました。被害者の方にとって辛く苦しいことは言葉に出来ないくらい重く、その沈黙の中に深く深く刻み込まれているのだと思いました。

私は今、ボランティアをはじめて5年ほどになり、少しずつ直接支援で法律相談など付き添うことがあります。用語や制度を理解し、わかりやすく伝えることは難しく、今は側で寄り添うことしかできないけれど、被害者の意志や要望、自らの選択を尊重しながら、どの方法が良いのかを一緒に考えながら丁寧な対応が出来るようにと思います。そして、先輩や事務局の皆さんからの温かいお言葉や、助けていただいてここまで継続できました。これからも被害者の方一人ひとりの思いにしっかり寄り添い、学んでいけたらと思います。

